

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(御杖村個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 御杖村個人情報保護法施行条例(令和5年御杖村条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御杖村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 御杖村議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年御杖村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和41年御杖村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年御杖村条例第50号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御杖村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 御杖村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年御杖村条例第13号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御杖村水道水源保護条例の一部改正)

第 6 条 御杖村水道水源保護条例(平成 14 年御杖村条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 7 条 御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年御杖村条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期と短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 9 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第2章 その他

（経過措置の規則への委任）

第11条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。